

私立大学の授業料減免補助の廃止に断固抗議し、 予算措置の復活を求める声明

2019年12月26日
東京私大教連中央執行委員会

安倍内閣は2019年12月20日に決定した2020年度の政府予算案において、私立大学に対する授業料減免補助を廃止した。私立大学の授業料減免補助は、私立大学等が経済的に修学困難な学生に対し授業料減免措置等を行う場合に、その2分の1以内を補助するものであり、私大生の重い学費負担を軽減し、学ぶ機会を保障する極めて重要な補助である。私たち私大教連の要求と国会請願署名運動によって実現し、私立大学等経常費補助において、長きにわたり実施されてきた。近年、徐々に増額され、2019年度予算では177億円が計上されている。多くの私立大学が、経済的に困難な学生が修学できるように、国立大学と異なり全額が補助されるわけではないにもかかわらず、授業料減免事業を実施しており、すでに2020年度新入生に対しても周知している。学生や保護者、私立大学関係者の切実な声や懸命な努力を無視して一方的に補助を全廃したことに、大きな驚きと怒りの念を禁じ得ない。

2020年4月から施行される新制度（給付型奨学金・授業料減免）の対象者は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯（目安年収は約380万円以下）の学生に極めて限定されている。これに対し、現行の授業料減免補助の家計基準は、主たる家計支持者の給与所得で841万円以下であった。新制度創設を理由に、中間所得層の学生に経済的困難をもたらすことは許されない。

とりわけ、各私大において現在授業料減免を受け、新制度の対象にならなくなる在学生は、国からの支援を突然打ち切られることになる。各私大が一切の補助なしに授業料減免を続けなければ、そうした学生たちは修学を継続できない状況に追い込まれることになる。また、授業料減免制度を頼りに私立大学への進学を希望していた若者も、私立大学への進学を断念せざるを得なくなる。

国立大学生については、現在支援を受けている学生が卒業するまでは従来通りの支援が受けられるように予算を計上している。国の高等教育政策において、国立大と私立大学生との間で、支援制度の有無を差別化することは、教育を受ける権利を定めた憲法26条のみならず、法の下での平等を定めた憲法14条に大きく抵触する可能性がある。

私たちは、私立大学の授業料減免補助の廃止に断固抗議し、予算措置を復活させることを強く求めるものである。

以上